

検定等の手数料改定及び申請方法の変更のお知らせ（2019年4月1日から適用）

その2

2019年3月29日
公益社団法人 産業安全技術協会

2019年4月1日より適用する新規および更新検定等の手数料ですが、基本の手数料には変更がございませんが、本体価格の100円未満の端数を丸めたことで、消費税を加算すると100円未満に端数が生じ、2019年3月までの手数料と多少の違いが生じます。

手数料の移行による混乱を避けるため、**当分の間、消費税を加算した手数料の100円未満を切り捨ててお支払い下さい。**

なお、正規の手数料を適用する時期については、その2ヶ月前までに改めてお知らせいたします。

以上